

運転免許証を返納された方は

～運転経歴証明書の交付手続きについて～

過去5年以内に返納(申請による取消し)された方のほか、免許を失効された方(平成28年4月1日以後に失効された方に限ります)は運転経歴証明書の交付申請ができます。

区分	運転免許センターで手続きをされる方	住所地の警察署又は二ツ井、矢島、にかほ、美郷、増田、羽後の各交番で手続きをされる方
受付時間等	午前8:30～11:00 午後1:00～ 4:00	午前8:30～12:00 午後1:00～ 4:00
	運転免許センター、警察署とも土・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日の手続きはできません。平日だけの取扱いとなります。	
手数料	○ 申請手数料 1,100円	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請取消と同時の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 写真 1枚 縦3cm×横2.4cm、無背景、無帽、正面、上三分身、6か月以内に撮影したもの ○ 過去5年以内に返納された方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 写真 1枚 ・ 本人確認のできる書類(健康保健証、住民基本台帳、パスポート等) ○ 運転免許を失効した方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 写真 1枚 ・ 失効した免許証(お持ちの方のみ、免許証のない方は本人確認のできる書類が必要です。) ○ 旧経歴証明書(平成24年3月31日以前に発行されたもの)から切替をされる方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 写真 1枚 ・ 旧経歴証明書 ※ 運転免許センターで手続きされる方は写真不要です。	
交付申請の できる方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人以外は手続きできません。 ○ 運転免許証、経歴証明書の住所地が秋田県内の方。 	
交付	即日交付	後日交付 (約2週間後)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ※ 免許の停止・取消の基準に該当したまま失効した方は手続きできません。 ※ 失効した方が運転経歴証明書の交付を受けると、失効再取得の際の試験免除の対象となりませんので、ご注意ください。 ※ 申請時に免許証、又は運転経歴証明書に記載された氏名、住所などに変更がある場合に持参する書類などは、記載事項変更届のホームページに記載しておりますので併せてご覧ください。なお、運転経歴証明書には本籍が記載されていないので、本籍に変更があっても届出の必要はありません。 	

お問い合わせ先

運転免許センター TEL 018-824-3738

[または最寄りの警察署\(免許受付\)まで](#)